療養費支給申請書(6年10月分)(あんま・マッサージ用)

	被保険者等の記号・番号	発病又は負傷の年月日	傷病	名	発症又は負傷の原因	及びその経過	
被	227 • 350	今 24 年 9 月 5 日	脳梗塞による半身	· 麻痺	不詳、現在も麻痺	車が残存。	
保険	(フリカ゛ナ) ケンポ ん	ハナコ	続 柄 業務上・タ	 外、第三者行為の有無			
者	療養を 男			1. 業務上 2. 第三者行為である 3. その他()			
欄	受けた者 健伐 の 氏 名	大 化丁 (女)	妻 施術した場	所(入居施設や住所地	特例等、保険証住所地	と異なる場合に記載)	
		1 50 年 9 月 7 日生					
	初 療 年 月 日 平 · 令 年 月 日	施 術 令和 年 月 日 ~	期 間 ~ 令和 年 月	日 月	新規	区 分 ・ 継 続	
	1 1 21 E	1 24 6	1 27		転	帰	
	傷病名及び症状				継続・治癒	中止・転	
)) 38 (44485)	同意部位 (躰草	幹) (右上肢) (左上肢)	(右下肢) (左下肢)			
	マッサージ(施術料	施術回数	□ □ □	□ □	摘	要	
	通所	P	9× 🗉=	円			
	4						
施	訪問施術料 1	ドイナヤン	9× 回=	円			
	3七日日七夕年以 0		الممار كبر	П			
術	訪問施術料 2 ■	一 	刀	円			
Y13	訪問施術料 3 (3人~9			円			
内	術		証明欄	П			
L1	料 訪問施術料 3(10人以		証り側				
	温 罨 法(加算)			円			
容	温罨法・電気光線器具(加算)■			円			
			上肢) (左上肢) (5	右下肢) (左下肢)			
欄	変形徒手矯正術(加算) ※温罨料との併施は不可	施術回数		/+= == 			
		- フレ・ C	人 ,加	14) 13 [、	_		
	特別地域(加算)						
	作 療 料 施術報告書交付料(前回支給: 自民 力な) 本 大東耳 して 下 さし						
	合 計 円						
		3 4 5 6 7 8 9	10 11 12 13 14 15	16 17 18 19 20	21 22 23 24 25	26 27 28 29 30	
	通所○訪問2② 月						
	往療◎ 訪問3③	機関を使っての外出困難 2. 認知症	や視覚、内部、精神障害などに	より独歩による外出困難 3	1. その他(
施	上記のとおり施術を行い、そ	この費用を領収しました	と。 保健所	登録区分 1.	施術所所在地 2. 出	張専門施術者住所:	
術	令和 年 月 日		住 所				
証明	免許登録番号						
欄		あん摩マッサー	·ジ指圧師 氏 名		電話		
由	申 上記の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。						
	令和 6 年 10 月 31 日 住 所 埼玉県川口市西青木〇一〇一〇						
請			請者 ————— 呆険者) # # # # # # # # # # # # # # # # # # #				
欄	東京屋外広告ディスプレイ健康化		氏 名	健保 太郎	電話 0	90−2580−△△△△	
被	支払区分		選択の場合は記入不要)			`	
保	1 . 健保口口座 (委任状欄記入)	1 普通	金融機関コード(17)	銀一行	支店コード(357)	
険 者	2 個人(被保険者)口座	2. 当座	埼玉りそな	信用金庫信用組合	川口	支	
П	口座名義	ケンポ	A		<u>ш</u> ж П	$\overline{}$	
座	(カタカナで記入)					8 7 6 5 4	
同意	同意医師の氏名 住		同意年。	月日傷	病名	要加療期間	
記			令和 年	月日			
録							
	本申請に基づく給付金に関す	る受領を代理人に委任し	ます。		令和 年	月 日	
委	4th 1□ 10∧ 4v						
	被保険者(申請者)	記 [「] 『被保険者に	I座』ではな	<.			
任		業所指定口座			<u>*</u>		
	/L TP 1 15	未以旧足口庄			- -		
状	代 理 人 指 (健 保 _口)	定される場合は	こちらへ	こ記人くだ	さい。		
	(NE NI II)	F ·夕					

申請から支給決定までの流れ

- (I) 療養費支給申請書(あんま・マッサージ用)に必要事項を記入してください。
 - i) 申請者(被保険者)が記入するところ
 - ①被保険者欄
 - ②申請欄
 - ③被保険者口座(被扶養者の口座への支払はできません)
 - ※健保口をご利用の場合は、委任状欄へご記入下さい
 - ii) 施術師が記入するところ
 - ①施術内容欄
 - ②施術証明欄
 - ③同意記録
- (II) 下記書類を療養費支給申請書に添えて当組合に提出してください。
 - i) 領収書(原本)
 - ii) 医師の同意書(原本) ※有効期間ごとに必要です
 - ※同意書の有効期間
 - ①1日~15日までに医師が同意書を作成した場合、5ヶ月後の月末まで。
 - ②16日~月末までに医師が同意書を作成した場合、6ヶ月後の月末まで。
 - 例) 1月1日に医師が同意書を作成した場合は、6月30日まで有効。
 - 1月17日に医師が同意書を作成した場合は、7月31日まで有効。
- (Ⅲ) 申請から支給決定までの流れ

療養費(あんま・マッサージ用)を支給決定する際には、保険医療機関の診療報酬 明細書(レセプト)を確認させていただきます。

診療報酬明細書(レセプト)は医療機関受診月から2ヶ月後に当組合に 送られてきますが、場合によっては更に数ヶ月遅れる場合がございます。 したがって、支給決定までには3ヶ月~6ヶ月かかります。

	同意書(あん摩マッサージ指圧療養費用)
	住所
患者	氏 名
	生年月日 昭和・平成・令和 年 月 日
傷 病 名	
発病年月日	昭 和・平 成・令 和 年 月 日
診察日	令 和 年 月 日
同 意 区 分	初回の同意・再同意 (○をつけて下さい)
	筋 麻 痺 (筋麻痺または筋萎縮のある部位について、○をつけて下さい) 筋 萎 縮 躯幹 ・ 右上肢 ・ 左上肢 ・ 右下肢 ・ 左下肢
	(関節拘縮のある部位について、○をつけて下さい)
虚块办	右肩・右肘・右手首・右股関節・右膝・右足首 その他
71 71	左肩・左肘・左手首・左股関節・左膝・左足首 ()
『同	(何麻痺、筋萎縮または関節拘縮のある部位以外に拡衝す必要とする場合にはご記載下さい)
施術	マレサード 左上陸 左上肢 左下肢
施術可多	李形徒李畬正有 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上
t 休頼 さ スは 療	1. 必要とする
	()
	※施術に当たって注意すべき事項等があれば記載して下さい(任意)
注意事項	
上記の者につい マッサージの施術!	ては、頭書の疾病により療養のための医療上のマッサージが必要と認め、 こ同意する。
令 和	年 月 日
保 険 医 療 機 所 在 保 険 医	関名 地 氏名

※ 保険医が、当該疾病について診察の上で同意する必要があります。 (裏面参照) 保険医氏名は、診察した医師の氏名を記入して下さい。

同意書の交付について

○同意書交付の留意点

- 1 患者があん摩マッサージ指圧の施術を受け、その施術について、療養費の支給を受けるためには、あらかじめ保険医が、当該疾病について診察の上で同意をし、当該同意書を患者へ交付する必要があります。
- 2 あん摩マッサージ指圧の療養費の支給対象となる適応症は、一律にその診断名によることなく筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮等、医療上マッサージ又は変形徒手矯正術を必要とする症例です。
- 3 貴院にて患者に治療を行う場合であっても、患者に同一疾病の同意書を交付することは可能ですが、同一疾病の場合、貴院での治療が優先されるため、貴院にて患者に医療上のマッサージを行う日に患者があん摩マッサージ指圧の療養費の支給を受けることはできません。
- 4 来院した患者から同意書の発行の依頼があった場合、<u>患者を診察</u>し、患者に同意書を交付するようお願いします。 ※これにより同意書の交付を行う場合、同意した保険医は、あん摩マッサージ指圧の施術結果に対して責任を負うものではありません。また、無診察同意を禁じた保険医療機関及び保険医療養担当規則第17条の「保険医は、(中略)同意を与えてはならない。」に違反するものではありません。なお、同意書の交付は、初診であっても治療の先行が条件とはなりません。
- 5 「症状」欄の3段目の「その他」欄は、1段目又は2段目の筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮以外の医療上マッサージを必要とする症状がある場合、当該症状と該当する部位(部位が特定できる場合)を記載してください。また、「症状」欄の部位と「施術の種類・施術部位」欄の部位が異なり、「症状」欄の部位以外への施術が必要な場合には、「その他」欄にその施術が必要な理由を記載してください。
- 6 あん摩マッサージ指圧の<u>施術に当たって注意すべき事項</u>や要加療期間等がある場合には、<u>「注意事項等」欄に記載</u>するよう お願いします。

○再同意(貴院において「初回の同意」の場合を含む。)の留意点

- 7 保険医から同意書の交付を受け、あん摩マッサージ指圧の施術を受けている患者が、<u>6ヶ月を超えて引き続きマッサージ</u>を受けようとする場合又は<u>1ヶ月を超えて引き続き変形徒手矯正術</u>を受けようとする場合、再度、保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 8 上記7の再同意に当たり、患者があん摩マッサージ指圧師の作成した施術報告書を持参している場合(又はあん摩マッサージ指圧師が患者に代わり施術報告書を事前に貴院に送付している場合)は、施術報告書の内容をご確認願います。
- g 上記7の再同意に当たっても、<u>患者を診察</u>し、患者に同意書を交付するようお願いします。
- ※ この同意書は、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」 (平成16 年10 月 1 日付保医発第1001002 号)に基づくものです。 療養費の支給決定は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律により保険者(後期高齢者医療広域連合を含む。)が行うとされておりますが、療養費の支給は療養の給付の補完的役割を果たすものであり、 保険者ごとにその取扱いに差異が生じないよう、取扱い指針としての支給基準等を厚生労働省が通知等により定めております。